



# 金沢市公報

号外第10号

平成20年(2008年)3月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
● 条 例		○金沢市図書館条例の一部を改正する条例	
○金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例 (行政経営課)	2	(企画調整課)	32
○集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例 (市民参画課)	5	○金沢市体育施設条例の一部を改正する条例 (スポーツ振興課)	33
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 ( )	8	○金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例 (商業振興課)	34
○金沢市後期高齢者医療に関する条例 (健康保険課)	8	○金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例 ( )	34
○金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例 (環境保全課)	10	○老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 (保健衛生課)	35
○金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	16	○金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例 (長寿福祉課)	37
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職員課)	16	○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (健康保険課)	37
○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 ( )	16	○金沢市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (介護保険課)	45
○金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ( )	24	○金沢市保健審議会設置条例の一部を改正する条例 (保健衛生課)	46
○市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( )	25	○金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例 (保健所)	46
○職員の給与に関する条例及び金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 ( )	25	○子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 (保健衛生課)	47
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ( )	30	○金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院)	48
○金沢市特別会計条例の一部を改正する条例 (財政課)	30	○金沢市営住宅条例及び金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課)	48
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 ( )	31	○金沢市宅地分譲に関する条例の一部を改正する条例 (住宅政策課)	50
○金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例 (教育プラザ富樫)	32	○金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例 (技術管理課)	51

条 例

金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第1号

金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において」を「市長が」に改める。  
第4条の2第1項ただし書、第5条、第5条の2及び第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第8条中「教育委員会」を「、市長」に改める。  
第11条第3号、第12条、第13条、第15条並びに別表第2第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 3 金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第6条から第8条までの規定、第14条第3号、第15条、第16条及び第18条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 4 金沢市スポーツ振興審議会設置条例（昭和37年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。  
第6条中「教育委員会が」を「市長が別に」に改める。
- 5 この条例の施行の際現にスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命した金沢市スポーツ振興審議会（以下この項において「審議会」という。）の委員は、スポーツ振興法第18条第5項の規定により市長が任命した審議会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、前項の規定による改正後の金沢市スポーツ振興審議会設置条例第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）におけるスポーツ振興法第18条第4項の規定により教育委員会が任命した審議会

の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 6 金沢市立中村記念美術館条例（昭和50年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第3条の2ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第11条第2項中「教育委員会が委嘱」を「市長が委嘱し、」に改める。  
第13条第4号、第14条第2項から第4項までの規定、第15条及び第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 7 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の金沢市立中村記念美術館条例（以下この項において「旧条例」という。）第11条第2項の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命した金沢市立中村記念美術館運営委員会（以下この項において「運営委員会」という。）の委員は、改正後の金沢市立中村記念美術館条例第11条第2項の規定により市長が委嘱し、又は任命した運営委員会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第11条第2項の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命した運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 金沢くらしの博物館条例（昭和53年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第3条の2ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条ただし書、第9条第3号、第10条第2項から第4項までの規定、第11条及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 9 金沢市立安江金箔工芸館条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2ただし書、第11条第2項、第16条第3号、第17条第2項から第4項までの規定、第18条及び第20条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 10 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の金沢市立安江金箔工芸館条例（以下この項において「旧条例」という。）第11条第2項の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命した金沢市立安江金箔工芸館運営委員会（以下この項において「運営委員会」という。）の委員は、改正後の金沢市立安江金箔工芸館条例第11条第2項の規定により市長が委嘱し、又は任命した運営委員会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第11条第2項の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命した運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 11 金沢ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2ただし書、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

- 12 泉鏡花記念館条例（平成11年条例第54号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2ただし書、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 13 金沢湯涌夢二館条例（平成11年条例第65号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 14 金沢蓄音器館条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2ただし書、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 15 前田土佐守家資料館条例（平成13年条例第70号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 16 室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条の2ただし書、第11条第3号、第12条第2項から第4項までの規定、第13条及び第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 17 徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第5条ただし書、第12条第3号、第13条第2項から第4項までの規定、第14条及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 18 金沢能楽美術館条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第4条ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第5条ただし書、第9条から第11条までの規定、第17条第4号、第18条第2項から第4項までの規定、第19条及び第21条中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 19 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「及び金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を削る。  
第7条及び第8条中「及び教育委員会」を削る。

- 20 この条例の施行前に附則第2項から前項まで（附則第5項、第7項及び第10項を除く。）の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会がした承認、指定その他の行為でその効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会に対してされている承認の申請その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長がした承認、指定その他の行為又は市長に対してされた承認の申請その他の行為とみなす。

集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第2号

集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進について、その基本理念、集合住宅の住民、町会その他の地域団体、事業者及び市の役割、基本となる事項等を明らかにすることにより、集合住宅の住民を含む地域の住民相互の連帯意識を醸成するとともに、住民のまちづくりへの参画を促進し、もって良好な地域社会の形成に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「集合住宅におけるコミュニティ組織の形成」とは、集合住宅の住民自らが地域社会を構成する一員として、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行うことを目的とする組織（以下「コミュニティ組織」という。）を設立し、又は集合住宅の存する区域における既存のコミュニティ組織に加わることをいう。

2 この条例において「集合住宅」とは、マンション、アパート等同一棟内に複数の住戸が集合している建築物をいう。

3 この条例において「町会その他の地域団体」とは、既存のコミュニティ組織又はその連合組織をいう。

4 この条例において「事業者」とは、集合住宅の建築、販売、賃貸又は管理を行う者をいう。

5 この条例において「コミュニティ」とは、一定の区域内に居住する者相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりをいう。

（基本理念）

第3条 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進は、地域における安全で安心な住みよいまちづくりに関する活動には住民の理解と協力による主体的な取組が大きな役割を果たすものであり、その取組を行うにはコミュニティが重要であるという基本的認識のもとに行われるものとする。

2 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の主体は集合住宅の住民自身であるという認識のもとに、その自主的な取組

を基本として行われるものとする。

- 3 集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進は、集合住宅の住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、町会その他の地域団体、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、集合住宅の住民とこれらの者との相互の理解と連携のもとに、協働して行われるものとする。

(集合住宅の住民の役割)

第4条 集合住宅の住民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、コミュニティの必要性についての認識を深めるとともに、住民相互の交流を通して連帯意識を醸成し、自主的に集合住宅におけるコミュニティ組織の形成を図るよう努めるものとする。

- 2 集合住宅の住民は、基本理念にのっとり、自らが地域社会を構成する一員であることを理解し、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に当たっては、集合住宅の存する区域の町会その他の地域団体との連絡及び調整に努めるものとする。
- 3 集合住宅の住民は、基本理念にのっとり、本市が実施する集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町会その他の地域団体の役割)

第5条 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、誰もが参加しやすい開かれた活動の実施、当該活動への参加の呼びかけ等を通して、集合住宅の住民がコミュニティの必要性についての認識を深めることができるよう努めるものとする。

- 2 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、その区域に新たな集合住宅が建築される場合は、当該町会その他の地域団体の活動に関する情報を事業者及び集合住宅に入居する者に提供するよう努めるものとする。
- 3 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、その区域に存する集合住宅の住民による集合住宅におけるコミュニティ組織の形成のための取組を支援するよう努めるものとする。
- 4 町会その他の地域団体は、基本理念にのっとり、本市が実施する集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、集合住宅の建築に当たっては、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に配慮した構造、設備等を有する集合住宅の建築を行うよう努めるとともに、良好な近隣関係を損なわないよう、当該集合住宅の周囲の居住環境に及ぼす影響に十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、集合住宅の販売、賃貸又は管理に当たっては、コミュニティの必要性について集合住宅に入居する者に説明するよう努めるとともに、集合住宅の住民と当該集合住宅の存する区域の住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施する集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念にのっとり、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に集合住宅の住民、町会その他の地域団体及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るための必要な措置を講じるものとする。

3 市は、基本理念にのっとり、集合住宅の住民、町会その他の地域団体及び事業者が行う集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう必要な調整を行うものとする。

(相談体制の整備)

第8条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るため、町会その他の地域団体と連携しながら、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に関する相談体制の整備を図るものとする。

(人材等の育成)

第9条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るため、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成を推進し、又は支援する人材及び団体の育成に努めるものとする。

(事業者による連絡担当者の選任等)

第10条 規則で定める集合住宅の建築主である事業者は、新たな集合住宅の建築を行おうとするときは、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成について当該集合住宅の住民、町会その他の地域団体又は市との連絡に当たる者として、建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者ごとの担当者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該集合住宅の存する区域の町会その他の地域団体に対し、その届出に係る情報の提供を行うものとする。

(援助)

第11条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第12条 市長は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成の促進に著しく貢献した者を表彰することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、同年10月1日から施行する。

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第3号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2選挙区の項中「香林坊2丁目」を「香林坊2丁目 南町」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「尾山町」の次に「、南町(4番を除く。)」を加える。

別表第2中「高岡町」の次に「、南町(4番に限る。)」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「尾山町(1番及び2番に限る。)」を「尾山町(1番及び2番に限る。) 南町」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

---

金沢市後期高齢者医療に関する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第4号

金沢市後期高齢者医療に関する条例

(趣旨)

第1条 本市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年石川県後期高齢者医療広域連合条例第35号。以下「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(本市において行う事務)

第2条 本市は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付

(2) 広域連合条例第17条の保険料の額に係る通知書の引渡し



- (3) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する石川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う処分に係る通知書の引渡し
- (5) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第19条第2項の保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第20条の申告書の提出の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務  
（保険料を徴収すべき被保険者）

第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

- (1) 本市に住所を有する被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際本市に住所を有していた被保険者
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者  
（普通徴収に係る保険料の納期）

第4条 普通徴収（法第107条第1項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、毎月末日（12月にあつては、翌年の1月4日）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により納期とされる日が、日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、これらの日の直後の日曜日等以外の日を納期とする。
- 3 市長は、前2項に規定する納期によることが困難であると認める被保険者については、前2項の規定にかかわらず、その納期を別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者に対して、当該別に定めた納期を通知しなければならない。
- 4 前3項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその分割金額の全額は、すべて当該年度分の保険料の額が確定した日以後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。  
（普通徴収の特例）

第5条 広域連合条例第21条の規定により保険料が賦課された場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額

が確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料の額が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該被保険者の未納に係る保険料に充当する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第7条 正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、100,000円以下の過料に処する。

第8条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（本市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における納期の特例)

第2条 平成20年度の納期に限り、第4条第1項の規定の適用については、同項中「毎月末日」とあるのは、「7月以後の毎月末日」とする。

2 平成20年度の納期に限り、第4条第3項の規定の適用については、同項中「別に定めることができる」とあるのは、「7月1日以後において別に定めることができる」とする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る納期の特例)

第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る納期についての第4条第1項の規定の適用については、前条第1項の規定にかかわらず、第4条第1項中「毎月末日」とあるのは、「10月以後の毎月末日」とする。

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る納期についての第4条第3項の規定の適用については、前条第2項の規定にかかわらず、第4条第3項中「別に定めることができる」とあるのは、「10月1日以後において別に定めることができる」とする。

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第5号

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 地下水の採取の抑制（第6条—第17条）

## 第3章 地下水のかん養（第18条・第19条）

## 第4章 雑則（第20条—第22条）

## 第5章 罰則（第23条—第26条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、地下水位の低下に伴う地盤の沈下等が深刻化することを未然に防止するため、地下水を採取する者等の責務、井戸の設置の許可その他地下水の適正な利用及び保全のために必要な事項を定めることにより、本市の良好で持続可能な都市環境の形成に資することを目的とする。

## （用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地下水 自然界における水の循環の過程のうち地下にある水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。）をいう。

(2) 井戸 動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が6平方センチメートルを超えるものをいう。

## （市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、地下水を保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民、事業者及び地下水を採取する者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、広報活動その他の活動を通じ、地下水の保全の必要性について、市民、事業者及び地下水を採取する者の意識の高揚に努めなければならない。

## （市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、第1条の目的を達成するため、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全についての理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、本市が実施する地下水の保全のための施策に協力するよう努めるものとする。

## （地下水を採取する者の責務）

第5条 地下水を採取する者は、第1条の目的を達成するため、その採取量の削減に努めるとともに、本市が実施する地下水の保全のための施策に協力するよう努めなければならない。

2 地下水を採取する者のうち、これを用いて消雪を行う者は、降雪の状況に応じた地下水の適正な利用を図るとともに、可能な限り地下水によらない消雪の方法に転換するよう努めなければならない。

## 第2章 地下水の採取の抑制

## (設置の許可)

第6条 井戸を設置して地下水を採取しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、地下水の利用を目的としない井戸であって規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 井戸の設置場所

(3) 井戸の用途

(4) 揚水機の吐出口の口径及び断面積

(5) 揚水機の原動機の定格出力

(6) 地下水採取計画の概要

(7) その他規則で定める事項

## (許可の基準)

第7条 市長は、前条第1項の許可の申請に係る井戸の用途が消雪用でないとき認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、用途が消雪用である井戸については、規則で定めるやむを得ない場合に該当し、かつ、地下水の適正な利用が確保されると認める場合に限り、前条第1項の許可をすることができる。

3 市長は、前項の規定に基づき前条第1項の許可をしようとするときは、金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）第21条に規定する金沢市環境審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、前条第1項の許可をする場合において、地下水を保全するため必要があるとき認めるときは、その許可に条件を付けることができる。

## (変更の許可)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、同条第2項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

## (軽微な変更の届出)

第9条 設置者は、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、又は第6条第2項第1号に掲げる事項その他規則で定める事項の変更をしたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

## (承継)

第10条 設置者からその許可に係る井戸を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該設置者の地位を承継する。

2 設置者について相続、合併又は分割（当該許可に係る井戸を承継させるものに限

る。)があったときは、当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該井戸を承継した法人は、当該設置者の地位を承継する。

3 前2項の規定により設置者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第11条 設置者は、その許可に係る井戸につき次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 井戸の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を6平方センチメートル以下としたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、井戸を廃止したとき。

(許可の失効)

第12条 設置者がその許可に係る井戸につき前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その井戸に係る第6条第1項又は第8条第1項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項又は第8条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第6条第1項又は第8条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第6条第1項又は第8条第1項の許可に付けた条件に違反したとき。

(3) 正当な理由がなく、第6条第1項の許可を受けた日から起算して2年を経過する日までに当該井戸の設置に係る工事に着手しないとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消した場合において、地下水を保全するため必要があると認めるときは、その許可を取り消された者に対し、期限を定めて、当該取消しに係る井戸による地下水の採取の停止、当該井戸の廃止その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(措置命令)

第14条 市長は、第6条第1項の許可を受けずに井戸の設置をした者、第8条第1項の許可を受けずに第6条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更した者又はこれらの許可を受けずに井戸による地下水の採取を行っている者に対し、期限を定めて、当該井戸による地下水の採取の停止、当該井戸の廃止その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(地下水の採取の届出)

第15条 設置者は、その許可に係る井戸につき地下水の採取を開始したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号。以下「県条例」という。)第72条第1項の規定により知事に届け出た者については、この限りでない。

(地下水の採取量の報告等)

第16条 前条の規定による届出を行った者(以下「採取者」という。)は、規則で定める

ところにより、地下水の採取量の測定を行い、その結果を記録して、これを市長に報告しなければならない。ただし、県条例第79条の規定により知事に報告した者については、この限りでない。

2 採取者は、前項の規定による地下水の採取量の測定の正確性を確保するため、既に設置している揚水機を更新しようとする場合において、新たに設置しようとする揚水機の吐出口の断面積が規則で定める断面積を超えるときは、規則で定める水量測定器を設置しなければならない。ただし、県条例第79条の規定により水量測定器を設置しなければならない者については、この限りでない。

3 前項の規定は、第6条第1項の許可を受けようとする者が設置する揚水機の吐出口の断面積が規則で定める断面積を超える場合について準用する。

(勧告)

第17条 市長は、地下水の採取による地盤の沈下の進行を防止するため必要があると認めるときは、採取者に対し、期限を定めて、地下水の採取を制限すべきことを勧告することができる。

### 第3章 地下水のかん養

(森林等の保全)

第18条 市長は、地下水のかん養を図るため、雨水の地下への浸透について高い機能を有する森林、農地、緑地等の保全に努めるものとする。

(雨水の地下への浸透の促進)

第19条 市長は、市の施設の敷地においては、緑化の推進、透水性舗装の実施、雨水浸透施設（雨水を処理するための施設で、雨水が地下に浸透しやすい構造のものをいう。以下同じ。）の設置等により雨水の地下への浸透の促進に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、住宅、事業所等の敷地においては、緑化の推進、雨水浸透施設の設置等により雨水の地下への浸透の促進に努めるものとする。

### 第4章 雑則

(国等への要請)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対し、地下水の採取の抑制その他地下水の保全について協力を要請しなければならない。

(報告及び立入調査等)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、地下水を採取する者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、井戸の設置の場所若しくは地下水を採取する者の事業場その他の場所に立ち入り、井戸その他の物件の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 第5章 罰則

第23条 第13条第2項又は第14条の規定による命令に違反した者は、300,000円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者
- (2) 第6条第1項の規定に違反して井戸の設置をした者
- (3) 第8条第1項の規定に違反して第6条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更した者

第25条 第21条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第6条第1項の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同項の規定の例により、その許可の申請をすることができる。
- 3 この条例の施行の際現に井戸の設置（工事中の場合を含む。）をしている者は、当該井戸の設置について第6条第1項の許可を受けた者とみなす。
- 4 前項の規定により第6条第1項の許可を受けた者とみなされた者は、施行日から60日以内に、規則で定めるところにより、同条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。ただし、附則第8項の規定による改正前の金沢市環境保全条例第71条の規定により市長に届け出た者及び県条例第72条第1項の規定により知事に届け出た者については、この限りでない。
- 5 この条例の施行の際現に設置している井戸について第6条第2項第3号から第6号までに掲げる事項の変更に係る工事に着手している者は、当該井戸に係る変更について第8条第1項の許可を受けた者とみなす。
- 6 前項の規定により第8条第1項の許可を受けた者とみなされた者は、施行日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 7 この条例の施行の際現に設置している井戸により地下水を採取している者は、第15条の規定による届出をしたものとみなす。
- 8 金沢市環境保全条例の一部を次のように改正する。

第70条から第76条までを次のように改める。

第70条 市は、地下水を保全し、及び地盤の沈下を防止するために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

第71条から第76条まで 削除

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第6号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中オを削り、カをオとし、同条第4号オ中「健康保険及び」を削り、同号に次のように加える。

カ スポーツに関する事項

第2条第5号に次のように加える。

エ 医療保険に関する事項

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

---

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第7号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,224人」を「2,191人」に、「430人」を「427人」に、「416人」を「398人」に、「選挙管理委員会の事務部局の職員 6人」を「選挙管理委員会の事務部局の職員 5人」に、「3,525人」を「3,470人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

---

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第8号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項、第7条、第8条」を「第5条第2項（育児休業法第12条において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及



び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項」に改める。

第3条第4号を次のように改める。

- (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第12条を第26条とする。

第11条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第25条とする。

第10条を第24条とし、第9条を第23条とする。

第8条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第22条とする。

- (2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員  
第7条を第9条とし、同条の次に次の12条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育

- 児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- (1) 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように、かつ、1日につき午前7時から午後10時までの間において規則で定める時間以上勤務すること。
- (2) 職員の服務等に関する条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）
- ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則の定めるところにより行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例等の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 服務等条例第2条第2項の規定により定 められたその者の勤務時間を同条第1項 に規定する勤務時間で除して得た数（以 下「算出率」という。）を乗じて得た額 とする
第5条第4項 及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 算出率を乗じて得た額とする
第5条第11項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第13条第2項 第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律 （平成3年法律第110号）第10条第1項 に規定する育児短時間勤務をしている職 員（以下「育児短時間勤務職員」とい う。）

第16条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第21条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第21条第5項及び第22条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第21条第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第21条第6項	市長	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して市長

- 2 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条の見出し及び第32条第3項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第31条	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	第2条第3項	第2条第2項

（育児短時間勤務をした職員についての金沢市職員退職手当支給条例の特例）

第18条 金沢市職員退職手当支給条例第5条の4第1項及び第6条第4項の規定の適用

については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての金沢市職員退職手当支給条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の金沢市職員退職手当支給条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例等の特例)

第19条 前2条の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第20条 第6条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(任期付短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例等の特例)

第21条 任期付短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、服務等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第5条第4項 及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第13条第2項 第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
第16条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定す

		る勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第23条の6第2項	再任用職員	任期付短時間勤務職員
第26条	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

- 2 任期付短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条の見出し及び第32条第3項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第31条	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	第2条第3項	第2条第4項

第6条を第8条とし、第5条の3を第7条とし、第5条の2を第6条とする。

（職員の服務等に関する条例の一部改正）

- 第2条 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第3条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（再任用短時間勤務職員にあっては、前条第2項の規定に基づき定める時間）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、4週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、それぞれ前条第3項又は第4項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条第2項本文中「8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日」を「8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「特殊の必要」を「特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「割合で週休日」を「割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」に改める。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著

しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第17条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第31条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第17条の3中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第18条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員」を「特定の職員」に改め、同条中「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に、「職員」を「職員及び育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第9号

金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例



金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「60,000円」を「63,000円」に改め、同項第11号中「及び農業委員会部会長」を削り、「50,000円」を「53,000円」に改め、同項第12号を削り、同項第13号中「43,000円」を「46,000円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号から同項第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2号中「第14号」を「第13号」に、「第15号」を「第14号」に、「第22号」を「第21号」に改め、同条第3号中「第13号」を「第12号」に、「第16号」を「第15号」に、「第24号」を「第23号」に改める。

附 則

この条例は、農業委員会の次の一般選挙において選挙された委員の任期の始まる日から施行する。

---

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第10号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。第1条中「平成20年3月31日まで」を「平成21年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

---

職員の給与に関する条例及び金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第11号

職員の給与に関する条例及び金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条の5第3項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

別表第2イの表を次のように改める。

イ 教育職給料表(2)

職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	331,500	424,900
	2	150,300	194,500	256,900	333,800	426,800
	3	151,800	196,200	259,700	336,100	428,700
	4	153,300	197,900	262,500	338,400	430,600
	5	154,900	199,700	265,300	340,700	432,500
	6	156,800	201,400	268,000	343,000	434,400
	7	158,600	203,100	270,700	345,300	436,300
	8	160,400	204,800	273,400	347,600	438,200
	9	162,200	206,600	276,100	349,800	440,000
	10	164,300	208,500	278,800	352,000	441,900
	11	166,300	210,400	281,500	354,200	443,800
	12	168,300	212,300	284,200	356,400	445,700
	13	170,300	214,000	286,900	358,600	447,500
	14	172,500	216,000	289,600	360,700	449,400
	15	174,700	218,000	292,300	362,800	451,300
	16	176,900	220,000	295,000	364,900	453,200
	17	179,200	221,900	297,700	366,900	455,000
	18	181,800	224,600	300,400	368,900	456,900
	19	184,300	227,300	303,100	370,900	458,800
	20	186,800	230,000	305,800	372,900	460,700
	21	189,300	232,800	308,500	375,000	462,500
	22	191,000	235,700	311,200	377,000	464,400
	23	192,700	238,600	313,900	379,000	466,300
	24	194,400	241,500	316,600	381,000	468,200
	25	195,900	244,300	319,300	382,900	470,000
	26	197,600	247,100	321,700	384,900	471,700
	27	199,300	249,900	324,100	386,900	473,400
	28	201,000	252,700	326,500	388,900	475,100
	29	202,500	255,500	328,900	390,800	476,900
	30	204,200	258,100	331,100	392,800	478,600
	31	205,900	260,700	333,300	394,800	480,300
	32	207,600	263,300	335,500	396,800	482,000
	33	209,200	265,900	337,700	398,700	483,700
	34	211,000	268,500	339,900	400,500	484,700
	35	212,800	271,100	342,100	402,300	485,700
	36	214,600	273,700	344,300	404,100	486,700
	37	216,300	276,300	346,500	405,700	487,800
	38	218,100	278,900	348,700	407,300	
	39	219,900	281,500	350,900	408,900	
	40	221,700	284,100	353,100	410,500	
	41	223,600	286,600	355,300	412,200	
	42	225,400	289,200	357,400	413,800	
	43	227,200	291,700	359,500	415,400	
	44	229,000	294,200	361,600	417,000	
	45	230,900	296,500	363,700	418,700	
	46	232,600	299,200	365,800	420,300	
	47	234,300	301,900	367,900	421,900	

	48	236,000	304,600	370,000	423,500
	49	237,600	307,100	372,100	425,200
	50	239,300	309,600	374,100	426,800
	51	241,000	312,100	376,100	428,400
	52	242,700	314,600	378,100	430,000
	53	244,300	317,000	380,100	431,700
	54	246,000	319,200	381,900	433,300
	55	247,700	321,400	383,700	434,900
	56	249,400	323,600	385,500	436,500
	57	251,000	325,900	387,300	438,200
	58	252,600	328,100	389,000	439,800
	59	254,200	330,300	390,700	441,400
	60	255,800	332,500	392,400	443,000
	61	257,400	334,700	394,100	444,700
	62	259,000	336,900	395,600	446,300
	63	260,600	339,100	397,100	447,900
	64	262,100	341,300	398,600	449,500
	65	263,600	343,500	400,100	451,200
	66	265,300	345,700	401,600	452,800
	67	267,000	347,900	403,100	454,400
	68	268,700	350,100	404,600	456,000
	69	270,200	352,100	406,100	457,600
	70	271,700	354,200	407,500	459,200
	71	273,200	356,300	408,900	460,800
	72	274,700	358,400	410,300	462,400
	73	276,000	360,400	411,700	463,900
	74	277,400	362,400	413,100	464,900
	75	278,800	364,400	414,500	465,900
	76	280,200	366,400	415,900	466,900
再任用職員以外の職員	77	281,600	368,400	417,300	467,700
	78	282,800	370,100	418,700	
	79	284,000	371,800	420,100	
	80	285,200	373,500	421,500	
	81	286,500	375,200	422,900	
	82	287,700	376,700	424,200	
	83	288,900	378,200	425,500	
	84	290,100	379,700	426,800	
	85	291,400	381,200	428,100	
	86	292,600	382,700	429,300	
	87	293,800	384,200	430,500	
	88	295,000	385,700	431,700	
	89	296,200	387,200	432,900	
	90	297,400	388,600	434,000	
	91	298,600	390,000	435,100	
	92	299,800	391,400	436,200	
	93	300,800	392,900	437,300	
	94	302,000	394,200	438,400	
	95	303,200	395,500	439,500	
	96	304,400	396,800	440,600	

97	305,400	398,200	441,700
98	306,500	399,300	442,500
99	307,600	400,400	443,300
100	308,700	401,500	444,100
101	309,600	402,600	444,900
102	310,700	403,700	445,500
103	311,800	404,800	446,100
104	312,900	405,900	446,700
105	313,800	406,800	447,300
106	314,700	407,800	447,900
107	315,600	408,800	448,500
108	316,500	409,800	449,100
109	317,500	410,700	449,700
110	318,100	411,600	
111	318,700	412,500	
112	319,300	413,400	
113	320,000	414,100	
114	320,500	414,900	
115	321,000	415,700	
116	321,500	416,500	
117	322,100	417,300	
118	322,600	418,100	
119	323,100	418,900	
120	323,600	419,700	
121	324,200	420,500	
122	324,700	421,000	
123	325,200	421,500	
124	325,700	422,000	
125	326,300	422,400	
126	326,700	422,900	
127	327,100	423,400	
128	327,500	423,900	
129	327,800	424,300	
130	328,200	424,800	
131	328,600	425,300	
132	329,000	425,800	
133	329,200	426,200	
134	329,500	426,700	
135	329,800	427,200	
136	330,100	427,700	
137	330,500	428,100	
138	330,800		
139	331,100		
140	331,400		
141	331,700		
142	332,000		
143	332,300		
144	332,600		
145	332,900		
146	333,200		

	147	333,500				
	148	333,800				
	149	334,000				
	150	334,300				
	151	334,600				
	152	334,900				
	153	335,100				
再任用職員		235,300	279,400	308,800	338,200	424,900

## 備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)  
第2条 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に、「実習指導員」を「実習助手」に改める。

第3条第1項中「又は2級」を「、2級又は3級」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(特定の職務の級の切替え)
- 平成20年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。  
(特定の号給の切替え)
- 前項の規定により切替日における職務の級が教育職給料表(2)の5級又は4級となる職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給と同じ号数の号給とする。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(委任)
- 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表 職務の級の切替表(附則第2項関係)

給料表	旧 級	新 級
教育職給料表(2)	3 級	4 級
	4 級	5 級

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第12号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第25条第1項第1号中「又は介護保険料」を「、介護保険料又は後期高齢者医療保険料」に改め、同項第5号中「又は介護保険料の賦課又は」を「若しくは介護保険料の賦課若しくは徴収又は後期高齢者医療保険料の」に改め、同条第2項第5号ア中「又は介護保険料」を「、介護保険料又は後期高齢者医療保険料」に改める。

第29条第1項第1号中「又は2級」を「、2級又は3級」に改め、同号ウ中「同条例」を「服務等条例」に改め、同項第2号中「金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）第22条の2第1項に規定する」を「教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、」に、「教諭」を「職員及びこれらの職員との均衡上必要があるものとして市長が定める職務を担当する職員」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月26日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第13号

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例

金沢市特別会計条例（昭和39年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第33条」を「第49条」に、「老人保健費特別会計」を「後期高齢者医療費特別会計」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 第1条に定めるもののほか、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第39条の規定により、同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第33条に規定する老人保健費特別会計を設置するものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。